

湯涌板ヶ谷地区土地利用協定

土地利用基準の名称	湯涌板ヶ谷地区土地利用基準	
対象となる区域	板ヶ谷町の一部(石黒町との町境から板ヶ谷橋までの区間で、板ヶ谷川から北側については主要地方道金沢・湯涌・福光線から概ね100mまでの範囲)	
区域の面積	約11.2ha	
土地利用の目標	本地区が有している豊かな自然環境を保全し、落ち着いた山里居住地と地区のコミュニティーを継承し、快適で潤いのあるまちづくりを実現することを目標とする。	
土地利用の方針	上記目標に向け、自然環境を保全し、周囲の景観に調和した土地利用を図るものとする。	
土地利用の適正化を図るために必要な事項	用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は建築(建築物の用途を変更する場合を含む)してはならない。 (1) 建築基準法別表第2(い)項に掲げる建築物(住宅、公益的な施設等)。 ただし、同項第5項に掲げる建築物は既存の建築物に限る。 (2) 農林漁業関連施設。 (3) 木材加工の作業を行う工場及びこれに附属する倉庫で、床面積の合計がそれぞれ150m ² 以下のもの。 (4) この基準適用の際、現に存する建築物。ただし、用途を変更する場合は前3号に掲げるものに限る。 (5) その他、地元住民の生活向上のために必要なもので板ヶ谷まちづくり協議会が認める建築物。
	敷地面積の最低限度	200m ² ただし、基準時に既に上記面積未満の敷地については、この限りでない。
	高さの最高限度	12m
	建築物等の形態又は意匠の制限	(1) 建築物 ・外観の色は茶・グレーなどを基調とした落ち着いた色調とする。 ・屋根は日本瓦葺きまたは金属板葺きの勾配屋根を基本とする。 (2) 広告物等 広告物等は自家広告で、地域の景観に配慮した素材やデザインを工夫し都市景観上支障のないもので、次に該当するものとする。 ・外壁から張り出して設置する場合は、外壁面から1m以内とする。 ・広告物の最高高さは6m以下(ビル名称等は除く)とし、広告全体の面積は10m ² 以下とする。 ・屋上に広告物を設置しない。 ・発光式や反射式の素材、点滅等、回転灯は使用しない。 ・ネオン管は使用しない。 ・電光表示装置は設置しない。
	垣、さくの構造の制限	垣、さくを設ける場合は次に掲げるものとし、高さ1.8m以下とする。 ・植栽、生垣、板塀または透視性フェンス。 ・コンクリートブロック等の場合は、敷地地盤面から高さ0.6m以下とする。
その他	(1) 便所を水洗便所とする場合は合併処理槽を設置し適切に処理しなければならない。ただし、芝原地区農業集落配水施設へ接続する場合はこの限りではない。 (2) 次に掲げる自動販売機を設置してはならない。 ・風俗営業等の規制及び適正化に関する法律第2条第6項第5号に定める物品(俗称「アダルトビデオ・アダルト雑誌」等)	

●この土地利用基準に基づいて、金沢市における土地利用の適正化に関する条例第4条第1項の規定により、平成13年3月26日に地区住民等と金沢市長とで土地利用協定を締結しました。

●これらの基準とは別途に、「金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例」及び「金沢市屋外広告物等に関する条例」に基づく手続きが必要となる場合があります。